

# 交付基礎点数表

## 交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備(一時保護施設における環境改善事業)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,390
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,030
初度設備相当加算	1人当たり	67

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。  
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

## ■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	99
助産施設	1人当たり	160
乳児院	1人当たり	93
母子生活支援施設	1世帯当たり	341
児童養護施設	1人当たり	145
児童心理治療施設	1人当たり	166
児童自立支援施設	1人当たり	209
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	93
婦人保護施設	1世帯当たり	196
児童自立生活援助事業所	1人当たり	325

## ■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	179
助産施設	1人当たり	300
乳児院	1人当たり	166
母子生活支援施設	1世帯当たり	619
児童養護施設	1人当たり	258
児童心理治療施設	1人当たり	312
児童自立支援施設	1人当たり	367
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	177
婦人保護施設	1世帯当たり	357
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,347

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	31,070

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	12,040	16,050
初度設備相当加算	656	1,711

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準
児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	7,720

## 交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備  
 (児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業)

	単位	交付基礎点数
乳 児 院	1人当たり	2,600
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,520
児 童 養 護 施 設	1人当たり	3,970
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,130
児 童 心 理 治 療 施 設	1人当たり	4,670
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,660
児 童 自 立 支 援 施 設	1人当たり	5,560
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,540

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。  
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

## 交付基礎点数表

## 児童養護施設等における小規模化等のための整備

	単位	交付基礎点数
乳児院 本体	1人当たり	2,620
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模ク`ルーフ`ケア整備加算	1グループケア 当たり	2,550
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,230
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	630
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場 合	1人当たり	910
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
児童養護施設 本体	1人当たり	4,010
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ク`ルーフ`ケア整備加算	1グループケア 当たり	6,210
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,230
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,460
初度設備相当加算	1人当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場 合	1人当たり	910
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室 等を整備する場 合	1人当たり	230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
児童心理治療施設 本体	1人当たり	4,730
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ク`ルーフ`ケア整備加算	1グループケア 当たり	5,720
心理療法室整備加算	1施設当たり	32,630
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
通所部門整備加算	1人当たり	1,980
初度設備相当加算	1人当たり	57
児童自立支援施設 本体	1人当たり	5,630
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ク`ルーフ`ケア整備加算	1グループケア 当たり	6,610
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
通所部門整備加算	1人当たり	1,980
初度設備相当加算	1人当たり	57

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。

2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

3 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

4 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。

5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

## 交付基礎点数表

## 児童養護施設等における自立生活支援室(ステップルーム)の整備

	単位	交付基礎点数
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、婦人保護施設(単身用を整備する場合に限る。)	1室当たり	5,040
初度設備相当加算	1室当たり	69
母子生活支援施設、婦人保護施設(世帯用を整備する場合に限る。)	1室当たり	9,450
初度設備相当加算	1室当たり	69

(注) 初度設備相当加算は、交付基礎点数の範囲内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。

## 交付基礎点数表

## 児童自立生活援助事業所の整備

	単位	交付基礎点数
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,190
初度設備相当加算	1人当たり	69

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。

2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

## 交付基礎点数表

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

	単位	交付基礎点数
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	7,810

## 交付基礎点数表

## 児童養護施設等の耐震化整備

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,850
助産施設本体	1人当たり	5,770
乳児院本体	1人当たり	4,740
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	14,470
児童養護施設本体	1人当たり	5,940
児童心理治療施設本体	1人当たり	7,670
通所部門整備加算	1人当たり	2,650
児童自立支援施設本体	1人当たり	8,400
通所部門整備加算	1人当たり	2,650
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	6,010
婦人保護施設本体	1世帯当たり	8,080

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	173
助産施設	1人当たり	282
乳児院	1人当たり	165
母子生活支援施設	1世帯当たり	602
児童養護施設	1人当たり	252
児童心理治療施設	1人当たり	289
児童自立支援施設	1人当たり	362
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	165
婦人保護施設	1世帯当たり	347

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	310
助産施設	1人当たり	523
乳児院	1人当たり	289
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,089
児童養護施設	1人当たり	457
児童心理治療施設	1人当たり	543
児童自立支援施設	1人当たり	646
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	302
婦人保護施設	1世帯当たり	623